

消費生活 トラブル相談

訪問者別メニュー

-  キッズ向け
-  中高生向け
-  一般・若者向け
-  シニア向け

こんなにある！ 身近なトラブル

- インターネット/ゲーム
- 悪質商法
 - 投資・金融商品
 - 訪問販売
 - キャッチセールス
 - マルチ商法
 - 訪問買取
 - 二次被害
- トイレ修理サービス
- 振り込み詐欺

よくある 消費生活相談

基礎知識

消費生活トラブルで
困ったら

消費者
ホットライン

ゼロコ-ナナゼロ 守ろうよ、みんなを！

0570-064-370

騙されやすい度
✓ **チェック!**

「私は大丈夫」と
思っていないですか？

クイズ あなたなら
どうする？

消費者生活
相談事例より

教材・資料

消費生活教材・資料の
ダウンロード

相談窓口一覧

トイレ修理サービスに関するトラブル

掲載日: 2014年3月31日  印刷する  PDFで表示する

広告を見て頼んだ修理で、説明のないまま、広告に記載の基本料のほか、技術料、出張料などとして追加料金を請求される事例があります。



ご相談内容

トイレが急に詰まり水が流れなくなったので、業者に修理に来てもらった。いくらになるかは見てみないとわからないとのことだった。機材を使って作業をすると詰まりが取れて水が流れるようになったが、修理費用は63,000円になると言われたので、広告と違うと抗議したが、広告の「5,000円～」というは最低金額で、機材や薬剤を使えば価格は上がると言われてしまった。見積もりもなく料金を請求されて支払わなければならないのか。

スマートフォンで見ると



ケータイ電話からもアクセスできます。



アドバイス

メーカー等にどの程度の費用が適正なのか確認をしたうえで、業者に請求金額の詳細な内訳を求めましょう。見積もりもなく高額な費用を請求されているのであれば説明不足であり、不当な請求が行われているようなら減額するよう交渉する必要があります。

また、水漏れの修理依頼を目的として来訪要請し、便器の交換を勧められた場合、便器の交換に関しては訪問販売としてクーリングオフができる可能性が高いです。

お悩み
ご相談は
こちら



消費者ホットライン

身近な相談窓口につながります

ゼロ・コー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

☎ 0570-064-370

● [このページの先頭へもどる](#)